

本学元教員による公的研究費の不正使用について

平成 31 年 2 月 28 日
公立大学法人 北九州市立大学

1 経緯・概要

平成 29 年 3 月 28 日、学生から、通報窓口へ金銭貸借の謝礼としての「カラ謝金」受領の疑いについて相談を受け付けた。

(第 1 期調査)

本学研究不正問題協議会で検討した結果、学生からの相談を端緒として、大学が機関として職権により本調査を行うことが必要と判断し、調査実施を決定した。

(第 2 期調査)

第 1 期調査中の平成 30 年 4 月 12 日、本学国際環境工学部情報メディア工学科准教授の松波勲(まつなみ・いさむ)(平成 30 年 10 月 17 日付け懲戒解雇。以下、「元准教授」という。)が本学研究機材を質店に売却した業務上横領容疑で逮捕されたことを受け、第 1 期調査内容を継承し、逮捕事案を含め精緻な調査を行うため、平成 30 年 4 月 17 日、体制を強化した新たな調査体制を整備し、調査の継続を決定した。

2 調査

(1) 調査体制 (委員詳細別添)

ア 研究不正問題協議会: 学長を最高管理責任者として公的研究費不正に係る事案を審議する機関(以下、「問題協議会」という。)

○ 第 1 期調査(平成 29 年 5 月 30 日設置): 学内委員 7 名、委員以外の意見を聴く学内者 2 名

○ 第 2 期調査(平成 30 年 4 月 17 日設置): 学内委員 8 名、委員以外の意見を聴く学内者 2 名

イ 研究不正調査委員会: 問題協議会が調査を必要と判断したとき設置する調査機関

(以下、「調査委員会」という。)

○ 第 1 期調査(平成 29 年 5 月 30 日設置): 学内委員 4 名、学外委員 1 名〔弁護士〕

○ 第 2 期調査(平成 30 年 4 月 17 日設置): 学内委員 4 名、学外委員 2 名〔弁護士・公認会計士〕

(2) 調査期間

○ 第 1 期調査 平成 29 年 5 月 30 日～平成 30 年 4 月 16 日

○ 第 2 期調査 平成 30 年 4 月 17 日～平成 30 年 10 月 16 日

(3) 調査対象

○ 第 1 期調査

・ 元准教授本学採用(平成 25 年 4 月)以降、全ての研究費に係る、平成 25 年度～29 年度に執行した旅費、報酬及び平成 27 年度～29 年度に執行した換金性の高い物品。

○ 第 2 期調査

・ 元准教授が平成 25 年度～29 年度に執行した全ての研究費に係る全ての経費

・ 元准教授が平成 25 年度～29 年度に執行した物品(文房具等消耗品と確認される物品は除く)

(4) 調査方法

○ 第 1 期調査

・ 書面調査(書面による事実確認)

・ 元准教授、学生(8 名)へのヒアリング

- ・ 換金性の高い物品の現物確認(備品台帳記載の型番と現物との照合)
- 第2期調査
 - ・ 書面調査(書面による事実確認の再確認)
 - ・ 物品確認調査

本学委任弁護士を通じて入手した質店「売渡証」と元准教授が予算執行を行った購入物品を全件リスト化し、文具類等明らかな消耗物品以外について、売渡証との突合及び現物確認を実施。
 - ・ 元准教授に対するヒアリング

売渡証記載のシリアル番号と、現存している同一型番の物品(パソコン等)のシリアル番号を突合し、すり替え物品であることを確認。学内不明物品の所在及びその他研究費不正に関してヒアリングを実施。

※すり替え物品:第1期調査の現物確認時、偽装のため元准教授は同型研究機材を別途準備していたため、すり替え物品であることの確認を実施した。

3 調査結果

(1) 不正等の種別(認定した研究費不正及び不適切な行為)

- I 学生への金銭の借入れ(不適切な行為)
- II ①カラ謝金(研究費不正)
 - ②カラ謝金を還流させた行為(不適切な行為)
 - ③正当な報酬を還流させた行為(不適切な行為)
- III 目的外使用(研究費不正)

(2) 不正等に関与した研究者

氏名(所属・職)	研究者番号
松波 勲 (国際環境工学部情報メディア工学科元准教授) ※平成30年10月17日付懲戒解雇。	70583219

(3) 不正等の具体的な内容

I 学生Aへの金銭の借入れ(不適切な行為)

1) 動機・背景について

元准教授は株式投資、先物取引等を続け、親族や消費者金融等に借金を繰り返した結果、次第に自転車操業に陥り、その借金返済のために、学生Aより金銭の借入れを行ったもの。

2) 手法について

元准教授は研究補助報酬を受領していた学生Aに、大学における架空の支払制度を説明し、学生Aより金銭を借用した。

※架空の支払制度:大学予算の組み替えのため、昨年度学生に支払った報酬の一部を、一時的に大学に戻さなければならないとする虚偽の内容を学生に説明を行ったもの。

3) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

- ① 元准教授が教員の立場で架空の支払制度を偽り、学生から金銭を貸借する行為は、不適切な行為と認定。(学生から貸借した金銭は、貸借年度内に元准教授が自費により返済済)
- ② ヒアリング調査や書面調査により、学生Aが受領した研究補助報酬は従事した正当な対価であり「カラ謝金」ではないものと認定。

II ①カラ謝金(研究費不正)

②カラ謝金を還流させた行為(不適切な行為)

③正当な報酬を還流させた行為(不適切な行為)

当該不正については、調査委員会(第1期)が実施したヒアリング時に、研究費の執行に関して不正、不適切な行為があった旨2人の学生(以下、「学生B、C」という。)から同一の供述があり発覚したものの。

1) 動機・背景について

元准教授は研究で使用したガソリン代等、自身で立て替えた分の立替払手続きが面倒なため、大学事務局への経理手続きを怠っていた。当時、元准教授家人から金銭の使用を指摘されたため、自身が立て替えた分の研究費については大学から振り込まれる旨の虚偽の説明を行った。その補てんをするため、学生B、Cに対して研究補助報酬を元准教授の口座に振り込ませた。

2) 手法について

元准教授は学生Bに対しては、従事実態のない研究補助報酬を請求するように指示し、その後学生Bの学会発表出張の旅費関連に充当するという名目でその研究補助報酬を還流させた。

また、学生Cに対しては、正当な研究補助報酬を旅費関連に充当するという名目で還流させた。

3) 不正に支出された研究費等の使途及び私的流用について

カラ謝金のうち、研究に使用したと使途を確認できない一部について私的流用があったものと認定。

不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途(私的流用の有無)

資金の種類別	不正に支出された研究費の額	元准教授による私的流用額	不正に関与した研究者数
民間企業との共同研究	77,000円	左記の一部	1人
計	77,000円	左記の一部	1人(実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

4) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

- ① 学生Bに還流を指示した研究補助報酬77,000円はカラ謝金であり、研究費が不正に支出されたものと認定。
- ② カラ謝金と認定した学生Bの研究補助報酬を還流させた行為は教員という立場を利用した不適切な行為と認定。
- ③ 学生Cに還流を指示した研究補助報酬77,000円については、研究補助に従事した正当な報酬と認定したが、当該研究補助報酬を還流させた行為は教員という立場を利用した不適切な行為と認定。

III 目的外使用(研究費不正)

1) 動機・背景について

元准教授は株式投資、先物取引等を続け、親族や消費者金融等に借金を繰り返した結果、次第に自転車操業に陥り、借金返済や投資資金に充てるため本学研究機材の売却を繰り返していたものと公判及び調査委員会ヒアリングにおいて証言をしている。

なお、大学事務局に研究機材を発注依頼した時点では、研究に使用する目的であったが、研究機材を手にした時点で、借金督促に追われていたため横領に至ったと証言しているが、大学納品日当日から数日中に自ら質店に持ち込み売却する行為を長年に渡り繰り返している外形的な事実を踏まえれば、売却を目的として発注を行っていたものと判断した。

2) 手法について

本学規定に基づき発注された研究機材が納品され、本学で検収を行い業者に代金を支払っていたが、元准教授に研究機材を引き渡した後、研究用途に使用することなく、納品当日から数日中に自ら質店に持ち込み、売却を繰り返していた。質店は、北九州市内外の複数の質店を利用していた。

3) 不正に支出された競争的資金等の使途及び私的流用について

公判及び調査委員会ヒアリングにおいて、元准教授は株式投資、先物取引等による借金返済や投資資金に充てるため業務上横領を行ったと供述しており、全額私的流用を行っていたものと認定した。

【不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途(私的流用の有無)】

資金の種別	不正に支出された研究費の額 (目的外使用額)	元准教授による私的流用額	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	3,898,190 円	3,898,190 円	1 人
大学間連携共同教育推進事業	642,553 円	642,553 円	1 人
戦略的情報通信研究開発推進事業	451,440 円	451,440 円	1 人
公益財団からの研究調査助成	277,584 円	277,584 円	1 人
民間企業との共同研究	671,760 円	671,760 円	1 人
大学運営費	4,473,822 円	4,473,822 円	1 人
計	10,415,349 円	10,415,349 円	1 人 (実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

4) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

判決により業務上横領が明確となったビデオカメラ等 24 点に、経理関係書類・質店売渡証等との照合を基に、所在不明物品に係る調査委員会での調査により判明した 33 点を加えた、本学研究機材合計 57 点、大学支払税込価格合計 10,415,349 円について、元准教授による目的外使用及び私的流用(業務上横領)があったものと認定した。

4 不正等の発生要因と再発防止策

(1) 不正等の発生要因

I 学生 A への金銭の借入れ(不適切な行為)

元准教授が自身の借金返済のために学生より金銭を借入れた行為は、元准教授の倫理観及び遵法精神が著しく欠如していたものである。

II -①カラ謝金(研究費不正)

元准教授が自己の立替分を補てんするためにカラ謝金を指示し、そのカラ謝金を一部私的流用した行為は、元准教授の倫理観及び遵法精神が著しく欠如していたものである。

また、カラ謝金を防止できなかった要因の一つとして、研究補助従事の計画段階で、その支出予定・財源及び研究補助の従事状況の把握が大学事務局において充分でなかったことがあったと考える。

II -②カラ謝金を還流させた行為(不適切な行為)

元准教授が自己の立替分を補てんするためにカラ謝金を指示し、学生よりそのカラ謝金を還流させた行為は、元准教授の倫理観及び遵法精神が著しく欠如していたものである。

II -③正当な報酬を還流させた行為(不適切な行為)

元准教授が自己の立替分を補てんするために、学生より正当な報酬を還流させた行為は、元准教授の倫理観及び遵法精神が著しく欠如していたものである。

Ⅲ 目的外使用(研究費不正)

元准教授が研究機材を自身の借金の返済等のために、質店に売却し売却代金を領得した行為は、明白な犯罪行為であり、元准教授の倫理観及び遵法精神が著しく欠如していたものである。

他方で、本学における物品の監査・管理体制の不完全さも発生要因になったものとする。本学定期監査、特に研究費不正の疑いを明示した本学調査委員会による現物確認調査に対して、元准教授は外形上当該研究機材が存在するよう偽装するため、同型研究機材を自費購入又はレンタルにより本学に持ち込み、監査・調査委員会にこれらを示すことにより、調査を欺いた。これは悪意ある行為であるが、本学が長期にわたりその不正を発見できなかった要因として、個々の物品を特定するシリアルナンバーを登録していなかったなど、物品の監査・管理体制の不完全さがあつたものとする。

(2) 再発防止策

1) コンプライアンス研修及び研究倫理教育の徹底

コンプライアンス研修及び研究倫理教育を以下のように徹底することにより、教職員及び学生への倫理観及び遵法精神を醸成、意識向上を図る。

- ・ コンプライアンス研修について、受講率が100%に達するまで徹底する。
- ・ e-learningによる研修については、受講済みの教員に対しても定期的な再受講を義務づける(3年に1度再受講等)制度導入について検討を行う。
- ・ 研究補助報酬に関わる手続等を含む研究倫理教育を学生に対し実施中であるが、更に徹底する。

2) 研究補助従事者の従事状況確認の強化

研究補助従事者の従事状況確認について大学事務局の関与を以下のように徹底し、カラ謝金不正抑止を図る。

- ・ 業務前に、教員が研究補助従事申請書を事務局に提出。
- ・ 業務実施時は、従事者は業務開始前までに「出勤予定届出表」(事務局保管)に記入。当日の業務終了後「勤務実績管理表兼請求書」に勤務実績を記入。
- ・ 全業務終了後、教員が業務内容・従事時間を確認し「勤務実績管理表兼請求書」を事務局に提出。
- ・ 事務局は「出勤予定届出表」と「勤務実績管理表兼請求書」の整合性確認後、従事者に報酬を支払う。

3) 旅費支給方法の適正化

教員と学生間において金銭のやり取りが生じない制度を徹底することにより不正発生要因の排除を図る。出張にあたり、学生の自費での支払いが困難な場合は、現行制度で利用可能な、旅行代理店の利用(大学事務局から旅行代理店に旅費支払い)、出張前の概算による旅費仮払申請制度の利用を必須とするよう教員及び学生に周知する。

4) 備品・換金性の高い物品管理体制の強化

備品・換金性の高い物品管理体制を以下のように強化することで、監査時の現物確認調査において、物品等の偽装工作(すり替え行為)を不可能とする。

- ・ 備品・換金性の高い物品の納品検収時に、事務局職員によりシリアルナンバーを確認し、登録を行い、後日、現物へ備品管理シールを貼付する際に、ナンバーの照合を行う。
- ・ 換金性の高い物品は、納品時に備品管理シールとは別に「セキュリティシール」(シールをはがすと跡が残る仕様とすることにより売却防止を図るもの。)を貼付し管理を強化。
- ・ 換金性の高い物品は市場形成等の動向に合わせて随時見直す。
- ・ 全教員は毎年度、備品・換金性の高い物品を自ら現状確認し、チェックリストを事務局に提出。

5) 公的研究費内部監査の強化

これまでの内部監査における備品確認においては、監査対象を直近約1年間としていたため、過年度分や一度監査対象となった備品は監査対象からすり抜けていたが、今後は、取得時期にかかわらず、監査対象者が保有する全期間の備品・換金性の高い物品に監査対象を拡大する。

5 その他研究機関が実施した調査について

1) 研究活動における不正行為について

研究機材を質店に売却した業務上横領の被疑事実により逮捕された事案を受け、研究機材として大学納品当日等に売却され使用されていなかったことにより、論文等研究実績の実験や分析の有無について、不正が疑われることから、研究活動の不正について調査を実施。

□調査委員会(平成30年5月30日設置):学内委員3名、外部委員3名(有識者2名、弁護士1名)

【調査結果】

- ① 各論文のデータについては、元教員が使用可能な本学に現存する機器、ソフトウェア、本学他教員及び共同研究先等から借用した機器、シミュレーションによってデータを得ることが現実的に可能であり、データに不自然な点がないことから、不正行為はないと認定。
- ② 平成28年度科学研究費助成事業実績報告書に、横領した光学カメラ及び高精度カメラ2台の機材を主要な物品明細書に記し、あたかもこれらを使用して実験データを得たかのような報告がなされており、データ自体に不正はないが、実績報告に関して虚偽報告を行った不適切行為があったものと認定。

2) 元准教授以外の全学物品現物確認調査について

元准教授以外の本学教員、事務局が管理する備品及び換金性の高い物品の現物確認全件調査を実施。現物確認調査の結果、他に物品の横領を行った教員はいないことを確認した。

3) 研究費不正アンケート調査実施について

全教員及び事務局職員、国際環境工学部の大学院生を対象に、研究費不正使用に関するアンケート調査(「公的研究費の不正使用をしたことがあるか。」「公的研究費の不正使用を見聞きしたことがあるか。(本件事案を除く)」)を実施。結果、本件以外の、公的研究費の不正使用はないものと判断した。

6 研究機関が行った措置

1) 関係者の処分

元准教授松波勲に対して次の処分等を行った。

- ・平成30年5月15日(平成30年5月2日起訴により) 起訴休職処分
- ・平成30年10月17日 懲戒解雇(退職金不支給)

2) 公表について

- ・平成30年4月12日 業務上横領被疑事実による教員逮捕に係る記者会見を行うとともに、北九州市立大学ホームページに掲載(氏名公表)
- ・平成30年10月17日 懲戒解雇処分について記者発表を行うとともに、北九州市立大学ホームページに掲載(氏名公表)

【参 考】 公的研究費不正使用に係る調査体制

1) 研究不正問題協議会

研究不正問題協議会の構成（公立大学法人北九州市立大学研究不正問題協議会規程による）

補 職 名	氏 名		備 考
	(第一期) 平成 29 年 5 月 30 日設置	(第二期) 平成 30 年 4 月 17 日設置	
北九州市立大学 学長	【委員長】 松尾 太加志		第 3 条 1 号委員
副学長	【副委員長】 中尾 泰士		第 3 条 2 号委員
	柳井 雅人		第 3 条 2 号委員
	二宮 正人		
	—	梶原 昭博	
事務局長	田上 裕之		第 3 条 3 号委員
事務局次長	戸島 光義	江島 広二	第 3 条 4 号委員
事務局ひびきのキャンパス担当部長	岩田 和晶		
〔問題協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる者〕			
特任教授	岡本 博志		第 6 条委員
国際環境工学部長・研究科長	龍 有二		

※ 第 1 期調査における当該研究費不正の疑義は、ひびきのキャンパス(国際環境工学部)所属教員を調査対象としていたため、第 1 期調査では利害関係の観点からひびきのキャンパス担当副学長を委員から除外。

第 2 期調査時は、教員逮捕という公的機関による捜査対象事案となったため、全副学長を委員として設置した。

2) 研究不正調査委員会

研究不正調査委員会の構成（公立大学法人北九州市立大学研究不正調査委員会規程による）

補 職 名	氏 名		備 考
	(第一期) 平成 29 年 5 月 30 日設置	(第二期) 平成 30 年 4 月 17 日設置	
北九州市立大学副学長	【委員長】 中尾 泰士		1 号委員
事務局次長	戸島 光義	江島 広二	2 号委員
事務局ひびきのキャンパス担当部長	岩田 和晶		
国際環境工学部教授	上江洲 一也		4 号委員
弁護士	富永 剛		3 号委員
公認会計士	—	松木 摩耶子	【外部有識者】

【参 考】 研究活動不正行為に係る調査体制

1) 研究不正問題協議会

研究不正問題協議会の構成（公立大学法人北九州市立大学研究不正問題協議会規程による）

補 職 名		氏名	備考
北九州市立大学 学長		【委員長】 松尾 太加志	第3条1号委員
副学長	(コンプライアンス担当)	【副委員長】 中尾 泰士	第3条2号委員
	(教育担当)	柳井 雅人	第3条2号委員
	(学生担当)	二宮 正人	
	(ひびきのキャンパス担当)	梶原 昭博	
事務局長		田上 裕之	第3条3号委員
事務局次長		江島 広二	第3条4号委員
事務局ひびきのキャンパス担当部長		岩田 和晶	
〔問題協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる者〕			
特任教授		岡本 博志	第6条委員
国際環境工学部長・研究科長		龍 有二	

2) 研究不正調査委員会

研究不正調査委員会の構成（公立大学法人北九州市立大学研究不正調査委員会規程による）

補 職 名		氏名	備考
北九州市立大学副学長		【委員長】 中尾 泰士	1号委員
事務局次長		江島 広二	2号委員
事務局ひびきのキャンパス担当部長		岩田 和晶	
大手町法律事務所 弁護士		富永 剛	3号委員 【外部有識者】
電気通信大学 教授		桐本 哲郎	
新潟大学 教授		山田 寛喜	